

懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程（会規第五十九号）中一部改正

懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程（会規第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号及び第四号中「第三条第一項」を「第三条第一号」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（出席の方法等）

第二条の二 前条第一項の場合において、委員は、災害の発生その他のやむを得ない事由により懲戒委員会の開催場所において出席することが困難なときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「通信システム」という。）によって、弁護士会、弁護士会支部、弁護士会連合会その他委員長が許可した場所（以下「弁護士会等」という。）から懲戒委員会に出席することができる。ただし、弁護士会等からの出席の可否及び出席の方法については、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となった場合、弁護士会等から出席する委員は、審査及び議決に加わることができない。

第六条第四項に後段として次のように加える。

この場合においては、第二条の二第一項の規定を準用する。

第十条第七項中「第三条」を「第二条の二」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

（審査期日における委員の出席の方法等）

第十九条の二 第二条の二の規定にかかわらず、委員は、対象弁護士等（第十八条の規定により他の事案の審査を併合するときは、当該事案の対象弁護士等を含む。）が同意したときに限り、通信システムによって、弁護士会等から審査期日に出席することができる。ただし、弁護士会等からの出席の可否及び出席の方法については、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となった場合、弁護士会等から出席する委員は、審査に加わることができない。

第二十条の次に次の一条を加える。

（審査期日における対象弁護士の出席の方法等）

第二十条の二 前条第一項（第二十五条第一項の規定により対象弁護士又は対象弁護士法人の社員を審尋する場合を含む。）及び第二項の場合において、対象弁護士及び対象弁護士法人の社員並びに代理人が、災害の発生その他のやむを得ない事由により審査期日の開催場所において出席することが困難であるとして、通信システムによって弁護士会等から審査期日に出席することを希望するときは、委員長は、これを許可することができる。ただし、第十八条の規定により他の事案の審査を併合する場合であつて、当該事案の対象弁護士等が同意しないときは、この限りでない。

第二十一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、前条本文の場合においては、この限りでない。

第三十条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第二条の二第一項本文の場合においては、弁護士会等から出席した委員については、その氏名及び出席の方法の記載をもって足りるものとする。

第三十九条に次の一項を加える。

4 第一項の場合において、関係人が、災害の発生その他のやむを得ない事由により審尋の開催場所において出席することが困難であるとして、通信システムによって弁護士会等から審尋に出席することを希望するときは、委員長は、対象弁護士等（第十八条の規定により他の事案の審査を併合するときは、当該事案の対象弁護士等を含む。）が同意したときに限り、これを許可することができる。

第五十三条に次の一項を加える。

4 第一項の場合においては、第三十九条第四項の規定を準用する。

第六十九条に次の一項を加える。

4 第一項の場合においては、第三十九条第四項の規定を準用する。この場合において、「関係人」とあるのは「異議申出人又は関係人」と読み替えるものとする。

#### 附則

第一条の二第三号及び第四号、第二条の二（新設）、第六条第四項、第十条第七項、第十九条の二（新設）、第二十条の二（新設）、第二十一条第二項、第三十条第二項各号列記以外の部分、第三十九条第四項（新設）、第五十三条第四項（新設）並びに第六十九条第四項（新設）の改正規定は、令和三年三月五日から施行する。